

愛知学院大学における科学研究費助成事業による研究活動の不正行為について（概要）

1. 案件概要

平成29年2月4日に、愛知学院大学（以下、「大学」という。）の論文の中に不自然なデータが存在する旨の通報が歯学研究科長にあり、同月27日にこれを受理し、3月17日に予備調査委員会を設置して調査を行ったところ、本調査が必要と判断された。

研究活動不正行為に関する本調査委員会における調査の結果、尾関伸明講師は、被通報論文で捏造、改ざんを行ったと認定されるとともに、茂木眞希雄准教授及び中村洋名誉教授（当時：教授）は、当該不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文の内容について責任を負う著者として認定された。

2. 調査経過等

- 平成29年 4月24日 第1回研究活動不正行為に関する本調査委員会開催
（以降、平成29年10月6日まで計6回開催）
- 平成29年11月29日 不服申立書受理
- 平成30年 1月18日 第7回本調査委員会（再調査）開催
（以降、平成30年2月15日まで計3回開催）
- 平成30年 2月15日 再調査を終了して先の調査結果のとおりとすることを決定
- 平成30年 3月 1日 調査報告書提出

3. 調査結果の概要

【不正行為について】

- (1) 尾関伸明講師は、責任著者である被通報論文1編で捏造、改ざんを行った。
- (2) 茂木眞希雄准教授及び中村洋名誉教授（当時：教授）は、当該不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、当該論文の内容について一定の責任を負う著者である。

【研究費の支出について】

- (1) 科学研究費助成事業の研究課題について、不正行為があったと認定した論文のAbstractのFundingに同課題の記載があるものが1課題あった。当該課題の研究内容・成果と同論文の内容に科学的・学術的な関連性が直接的に認められると判断したが、上記不正論文以外の論文・学会発表等も研究成果として同課題の報告書に記載されていることから、当該課題の研究活動は、研究目的及び研究計画に基づき、適正に遂行されていると判断した。
- (2) 上記(1)の研究課題において、不正行為と直接的に因果関係が認められる

不正行為があったと認定した論文の作成過程における論文投稿料等の支出はなかった。同課題に係る支出は適正に使用されたことを確認し、不正使用はなかったと判断した。

[関連する研究課題]

<研究代表者：尾関伸明講師>

| | | | |
|--------|------------------------------|--------|---------|
| ・研究課題名 | 3種類の幹細胞を用いた象牙質・歯髄複合体再生治療法の開発 | | |
| ・課題番号 | 22791853 | | |
| ・研究種目 | 若手研究(B) | | |
| ・配分区分 | 科学研究費補助金 | | |
| | 配分額 | 平成22年度 | 2,210千円 |
| | | 平成23年度 | 1,040千円 |
| | | 平成24年度 | 780千円 |
| | | 計 | 4,030千円 |

・不正行為と直接的に因果関係が認められる経費の支出 なし

4. 機関による措置

(1) 不正行為があったと認定した論文の取り下げ

平成30年2月20日に取り下げを勧告。また、平成30年2月27日に当該論文を引用している論文の責任著者に対して同論文が取り下げられる旨を報告するよう勧告。

(2) 大学における処分の状況

| | | |
|-------|------------|-------------|
| 尾関伸明 | 愛知学院大学講師 | (懲戒委員会にて審議) |
| 茂木眞希雄 | 愛知学院大学准教授 | (懲戒委員会にて審議) |
| 中村洋 | 愛知学院大学名誉教授 | |